

野田市農業委員会総会会議録（第4回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和3年4月9日午後3時、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 石山幹雄	2番 石山高弘
3番 藤井愛子	4番 川辺茂
5番 筑井正	6番 古谷文夫
7番 齊藤和夫	8番 石塚正夫
9番 染谷美佐夫	10番 針ヶ谷久翁
11番 青木進	12番 宇佐見稔久
13番 吉岡清美	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得時における下限面積要件の設定について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第6号 農地の現況に関する照会について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長 染谷 隆徳

事務局長補佐 大塚 和彦

農地農政係長 間中 浩司

主事 高梨 将克

議長 ただいまから令和3年第4回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、欠席者はございません。

野田市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第 1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

8 番 石塚 正夫 委員

9 番 染谷 美佐夫 委員を指名します。

本日の案件は、議案第 1 号から議案第 5 号までとなっております。

農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

議事に入る前に、農業委員会事務局に個人情報漏えいしているとの通報があったため、秘密保持義務について、改めまして、皆さんと確認いたします。

農業委員及び農地利用最適化推進委員には、近年、個人情報保護の必要性が高まっていることや、農地現況調査、意向調査等による農地台帳の多量の個人情報を扱うこととなることを踏まえ農業委員会等に関する法律第 14 条及び 24 条に「秘密保持義務を課する」規程がされております。

保持すべき秘密の対象としては、農地台帳の農地所有者及び賃借人等の住所、賃借等の額その他職務上知り得た秘密が該当すると解されています。

その他職務上知り得た秘密とは、例えば議案資料や現場活動等を通じて知り得た、当該農業者の家族構成、経営実態、資産状況等です。

農業委員及び推進委員は、その職にいる間はもちろん、その職を退いた後も、秘密保持義務を負います。これらに違反した場合には、違反者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科せられます。(同法第 57 条)

以上でございます。

私も含めましてくれぐれも法令遵守しなければいけないと考えていますので、よろしくお願ひします。

ただいまから議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号 1 番から 3 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 1 番から 3 番についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

申請地は、田 1 筆で 3000 平方メートル、畑 3 筆で 2381 平方メートル、合計 4 筆で 5381 平方メートルとなっております。

権利の内容は賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営をしていないため、譲受人は、新規で農業を始めるためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項に定められている不許可の基準についてですが、第 1 号の全部効率利用要

件は機械と労働力が十分に確保されているか、技術が十分にあるか、また、販売先はどうなっているかなど、申請人にお越しいただいているので、この後、説明していただきます。

第5号の下限面積要件は50アール以上の農地を取得予定のため、要件は満たしています。

また、譲受人は法人ですが、法第3条第3項に規定するすべての要件を満たしていると考えます。

令和3年3月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

藤井委員 今月は1班が担当で、4月6日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番から5番、7番から9番、議案第2号申請番号2番、議案第3号申請番号1番から5番、7番から10番、12番から15番については石山委員、議案第1号申請番号6番、10番、議案第2号申請番号1番、議案第3号申請番号6番、11番、16番から22番については針ヶ谷委員が、ご報告します。

それでは、議案第1号申請番号1番から3番について石山高弘委員から報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第1号申請番号1番から3番について報告します。

申請地は、目吹字上中山の畑3筆、目吹字目吹新田の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 本案は、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

申請人に、機械、労働力、技術があるか、また、販売先などの営農計画について、説明をお願いします。

申請人 まず〇〇（法人名）を農業経営関係に登記をさせていただきました。

また、私がもう1社持っていて、東京都文京区に株式会社〇〇という会社をやっており、もう23年ですね、それでそこところは魚関係の築地の卸しなんかとお付き合いがありますので、まず販売の方に関しては、魚もそのルートってというかそここのところで、チェーンストアさんとか、そういうところでも卸しているのを、うちの強みとして〇〇は私代表なんです、株式会社〇〇っていうところに下ろすっていう形のところで、一切合切を、株式会社〇〇で買い取ってという形のところでの計画をしております。

農業経験っていうものがないものですから、〇〇さんという長年稲作をされてる方を取締役に

迎えて、そしてその師匠として、稲作を進めたいという形のところで、技術的なところもこれから一緒に学んでいくとそれで、のちのち自分のものとして継承していくと。

トラクターとか何とかってというのは、要は師匠のものを使わせてもらうんですが、そのところで技術を覚えたいっていうのを含めまして、設立をいたしました。

畑に関しては、実際の話、畑の師匠さんいらっしゃるんですけどもその方が柏の方なので、ちょっと技術的なものっていうのは、〇〇さんが空いている時間のところで、周りの人っていうのは何ていうんすかね、お世話いただいているんで、その人たちが周りの人たちの力を得て、やっていきたいなど、そういう形のところになっています。

議長 何かご質問ありますか。

筑井委員 申請の畑、両方で2000平方メートルちょっとですが、どんな作物を作って、さっきの魚屋さんのルートで、結局は、スーパーに卸すってことですか、そのルールをちょっともうちょっと細かく説明して下さい。

申請人 チェーンストアさんのところで販売の口座を持ってるのは魚の部門で持っているものですから、これから野菜を販売っていうことになったらそれはまたとり直さなきゃいけない。

ただ、その時にうちの強みっていうのは、インターネットのところの販売っていうのもありますので、インターネットのところで今の旬の野菜っていうのをお届けするっていうのも考えております。

品目ですが、じゃがいも5アール、サツマイモ5アールでもうじゃがいもは植え付けてのが終わって、芽かきをこれからしようとしております。

それと10アールが枝豆、枝豆は野田市の特産物っていうことなので、そのところでの技術を教えてもらいながら、できるかどうかわかんないんですが、その枝豆のところに挑戦するっていう形のところを考えているんですが。

筑井委員 もう1点、今後、面積等を増やしたりですね、そういう計画もありますか。

申請人 木野崎に事務所を持ってるんですが、当初木野崎の裏にですね、一応農地という形のところになっているところを想定して、そこは開墾してやろうという計画だったんですが、今ちょっと放棄地になっておりまして、農地には適さないということで、じゃあ借りてやろうと、それでこれから増やしていくっていうのは、うちのその裏を農地に改良しながらやっていくっていうのも一つですし、他のところに手があればの話ですが、これからどういう形のところで僕が、何て言うんすか携わらせていただいてそのところで、増やせるものだったら増やしていきたいっていう形のところでは思っています。

筑井委員 はい、了解しました。

議長 地元委員、齊藤さん何かありますか。

齊藤委員 特にありません。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で5698平方メートルとなっております。

権利の内容は賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、新規で農業を行うためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準についてですが、第1号の全部効率利用要件は機械と労働力が十分に確保されているか、技術が十分にあるか、また、販売先はどうなっているかなど、申請人にお越しいただいているので、この後、説明していただきます。

第5号の下限面積要件は50アール以上の農地を取得予定のため、要件は満たしています。

令和3年3月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第1号申請番号4番について報告します。

申請地は、今上字五尺道下の畑3筆で保全管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 この案件は、吉岡委員があっせんし、申請に至りましたので、あっせんの経緯等について、吉岡委員より説明をお願いします。

吉岡委員 実は土地の所有者〇〇さんと直接お話をしまして、畑がちょっと荒れていたもんですから、このままにしといたらもったいない、畑として私が活用するから、お借りできませんかということでお話をしたところ、どうぞ使ってくださいということで、草を刈ったりして、さあ耕作しようかなと思っていましたら事務局から、こういう人がいますけれども、土地はありませんかというお話もございましたので、私も稲作はやってるんだけど畑作は余力入れてなかったの、ただ、荒らしておくのももったいないので、その土地を確保いたしましたけれども、そういう方がいらっしゃるってということで、その方にどうぞどうぞ使ってみたらどうですかということで、私がお話をしたということです。

議長 本案は、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

申請人に、機械、労働力、技術があるか、また、販売先などの営農計画について、説明をお願いします。

申請人 〇〇と申します。

よろしくお願います。

野田市の今上で5反ほど今回借りまして、農業を始めたいと思っております。

もともと、福島の〇〇って村の育ちで、こちらの方に小学校から来てましてそれで、近くに自宅は〇〇ですんで、非常に歩いて、7~8分の場所だったので場所を決めました。

それと、機械に関しては、22馬力のトラクターを今回購入いたしまして、後マルチっていうのつけてもらい私も今回初めてやるもんですから、機械も〇〇機械店さんにご相談しまして、購入してヤンマーさんの営業の方も協力的で、今借りてるところがちょっと間、耕作されてなかったような状態なもんですから、ヤンマーの方が大きな機械を1回入れていただいて、耕作できる状態にするってことで、協力いただいてやろうと思っております。

あと、人員に関しては私子供が6人いまして、5人が野田市に住んでおりますから、それと近くに4人、子供まだおりますので、後、うちのかみさんが来年定年、私が今年の10月で定年になりますので、人員的にはそろっております。

それと、作物に関しては、今まで耕作されてないんで1年は土を作るってことを専念しようと思っております。

基本的には今年は紅はるか、それと実際の畑でレモンを栽培したいと思っております。

レモン、寒冷地に強いちょっと今選んでおりまして、〇〇さんの方に苗木と苗を注文発注しております。

あと、生産した物に関しては、まだできておりませんが近くの直産所とかと考えてはおるんですけども福島の〇〇に、うちの叔父の方が直産所をやっておりますので、最初の1年はそちらと考えております。

実際に良い物ができればですね、それをもって近くの直産所、またネットでも売ろうと思っ

おります。

技術力に関しては始まったものですから、柏の支援センターの方をご紹介いただいたものから、これからネットそれとその支援センターの方と徐々にやっていきたいと思っております。

議長 何かご質問ありますか。

吉岡委員何かありますか。

吉岡委員 たまにお会いすることがあるのでお互いに交流し合って行きたいと思えます。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で180平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢のため農業経営が難しいため、譲受人は、農業経営の拡充を図るためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年3月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第1号申請番号5番について報告します。

申請地は、船形字房地の畑1筆で保全管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号6番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、田2筆で4258平方メートル、畑5筆で6653平方メートル、合計7筆で10911平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年3月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第1号申請番号6番について報告します。

申請地は、小山字ろ耕地の田1筆、畑1筆、小山字は耕地の畑2筆、小山字に耕地の畑1筆、小山字と耕地の畑1筆、小山字緑の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番から9番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号7番から9番についてご説明いたします。

2ページ、3ページをご覧ください。

申請地は、畑9筆で5563平方メートルとなっております。

権利の内容は賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、新規に農業経営を始めるためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準についてですが、第1号の全部効率利用要件は機械と労働力が十分に確保されているか、技術が十分にあるか、また、販売先はどうなっているかなど、申請人にお越しいただいているので、この後、説明していただきます。

第5号の下限面積要件は50アール以上の農地を取得予定のため、要件は満たしています。

令和3年3月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第1号申請番号7番から9番について報告します。

申請地は、三ツ堀字中屋敷の畑9筆で保安全管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 この案件は、野口委員があっせんし、申請に至りましたので、あっせんの経緯等について、野口委員より説明をお願いします。

野口委員 事務局から有機栽培したい新規就農者がいるので土地を探して見つけて欲しいと依頼があったため所有者に交渉してきました。

以前、他の方にあっせんしていたが話がまとまらなかった土地で、今回、有機栽培で耕作したい人がいると話をもち掛けたところお借りできたということです。

議長 本案は、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

議長 申請人に、機械、労働力、技術があるか、また、販売先などの営農計画について、説明をお願いします。

申請人 こんにちは〇〇です。

よろしくをお願いします。

営業計画としましては、連作障害を回避したいので4つ、最低4つの種類の物で輪作して、植える作物につきましては、長ネギ、スナップエンドウ、きゅうり、オクラ、らっきょう、さやいんげん、里芋、じゃがいも、枝豆、大豆を考えてます。

肥料は、自分で米ぬか主体のいわゆるぼかし肥料を手作りで、それを作って使うつもりです。

堆肥は、化学農薬使わないので、草を使ったり、冬場に落ち葉を貯めておいて、落ち葉でその堆肥にしようと思います。

浦和競馬場から馬糞が、もらえるってことで、今後使うかもしれません。

生産処理方法としましては、今ちょっと吉川の方で5アールほどの畑をやっているんですけども、採ったきゅうりとか、いんげんを、〇〇野田店で売らせてもらって、これからも〇〇野田店とか柏店で販売させてもらいながらいも類はネット販売。

あと、さつまいもとか加工品を少しづつ開発していきたいと思います。

農機具所有状況としましては、一応、軽トラと歩行型耕運機、あと、スパイダーモアという手押し草刈り機と後、肩掛け式の刈り払い草刈り機があります。

農業に従事する人数としまして、基本自分1人なんですけども芋掘りとか、そういう時期は、働いてる知り合いに少し頼んで、というつもりです。

技術としましては、まず先ほど言いました作物、全部経験済なので、あとそれを改善点があれば、変えて行くって感じです。

以上です。

議長 何かご質問ありますか。

青木委員 今、他の地域でどのぐらいの面積でこういった品物を作っていますか。

申請人 吉川市の〇〇で、スナップエンドウ、今、圃場でやるのが里芋を植え、らっきょうを。

青木委 だから、私が質問したんですけども、要するにサヤエンドウもじゃがいももそうなんだけどどのぐらいの面積でやってるんですかってということをお聞きしたいんです。

申請人 大体7アール位です。

青木委員 ただいまもう一つはね、野口さんに紹介され、今作物つけるお話がありましたけどやっぱり最初にあんまり広く、いろんな野菜をやりたいってことはわかるんですけども、そういったことに対しての頑張っていたきたいということはわかるんですけども、1人でどの位できるかってのが心配なんです。

荒れた土地にしないようにひとつ頑張っていたいただければありがたいと思います。

石山（幹）委員 この指導機関とか、そういうグループとか仲間とかいるんですか。

申請人 研修先の研修生8名、仲間ですので、連絡取り合ったりしてます。

石山（幹）委員 仲間はいるってことですか。

わかりました。

頑張ってください。

申請人 ありがとうございます。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

申請番号 10 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 10 番についてご説明いたします。

3 ページをご覧ください。

申請地は、田 1 筆で 2557 平方メートル、畑 6 筆で 3736 平方メートル、合計 7 筆で 6293 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営が困難となったため、譲受人は、農業経営を継承するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和 3 年 3 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第 1 号申請番号 10 番について報告します。

申請地は、関宿元町字中道西耕地の畑 5 筆、関宿元町字東の田 1 筆、関宿元町字馬場通の畑 1 筆で耕作中及び肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 申請番号 10 番、譲渡人、譲受人同住所であるんですけども贈与とは違うんでしょうかね、単なる所有権移転ですか。

事務局 贈与になります。

筑井委員 ということは、親子関係ということですね。

事務局 親子関係です。

筑井委員 はい、了解しました。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。

再開します。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

なお、申請番号2番は議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号12番と不可分の案件のため一括して審議します。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で652平方メートルとなっております。

転用の目的は、貸駐車場兼貸資材置場用地です。

令和3年3月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋め立ては行わず、転圧後、再生砕石で整地し、貸駐車場兼貸資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、コンパネ板で土留めをする計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番は議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号12番と不可分の案件のため一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号2番、議案第3号申請番号12番についてご説明いたします。

4ページ、7ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で1571平方メートルとなっております。

転用の目的は、太陽光発電施設用地です。

令和3年3月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第2号申請番号2番、議案第3号申請番号12番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、埋め立て等は行わず、転圧により整地し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、外周にフェンスする計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号及び議案第3号の申請番号12番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号1番から11番、13番から22番を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で361平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による住宅用地です。

令和3年3月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第3号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、盛土等を行わず、整地し、住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は市営水道を引き込み、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝に放流し、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、必要に応じ、宅地内に芝、樹木等を植樹し土砂等の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1から10ページの申請番号22番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、住宅ローンに関する書類が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番、3番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号2番、3番についてご説明いたします。

申請地は、畑4筆で1904平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場及び搬入路用地です。

令和3年3月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第3号申請番号2番、3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋め立て等を行わず、砕石敷きにて資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、丸太と鉄線で囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で522平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和3年3月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第3号申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、埋め立ては行わず、砂利敷きにて転圧、整地し、車両置場を整備する計画となっ

ております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、丸鋼管柵で囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号5番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で198平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による住宅用地です。

令和3年3月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第3号申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合40パーセントを超えている区域内の農地であることから、第3種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は市営水道を引き込み、汚水雑排水は合併浄化槽を経由して浄化槽放流水システムで処理し、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、隣接は平坦で切土・盛土をしないため、被害を与えない計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当

と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、住宅ローンに関する書類が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号6番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で1342平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和3年3月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第3号申請番号6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、造成は行わず、転圧にて整地し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、外周にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で271平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和3年3月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第3号申請番号7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、現況地盤に再生砕石を敷き、車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲に柵を設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 8 番、9 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 8 番、9 番についてご説明いたします。

6 ページ、7 ページをご覧ください。

申請地は、畑 2 筆で 1388 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による駐車場用地です。

令和 3 年 3 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第 3 号申請番号 8 番、9 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、現況地盤に再生砕石を敷き、駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲に柵を設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 10 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 10 番についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 177 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和3年3月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第3号申請番号10番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑木が生えていました。

計画内容は、現況地高に碎石敷きにて整地し、車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号11番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号11番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で456平方メートルの内86.90平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による通路用地です。

令和3年3月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第3号申請番号11番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、整地し、砂利を敷きスロープ状の通路とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は不要となっております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号13番から15番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号13番から15番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆で1485平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

令和3年3月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第3号申請番号13番から15番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、埋め立て等を行わず、アスファルト舗装により整地し、駐車場を整備する計画と

なっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 16 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 16 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 5 筆で 3524 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 3 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第 3 号申請番号 16 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋め立て等は行わず、転圧により整地後に防草シートを敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土砂が流出しないよう高低差を設けず、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当

と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 17 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 17 番についてご説明いたします。

9 ページをご覧ください。

申請地は、畑 6 筆で 3447 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 3 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第 3 号申請番号 17 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、土盛りを行い、整地し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土砂が流出しないよう高低差を設けず、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 本案については、説明のため、事業者にお越しいただいておりますので、入室させます。

—事業者入室—

それでは事業概要の説明をお願いします。

申請人 太陽光の〇〇さんから造成工事を頼まれました〇〇建材です。

どうぞよろしくをお願いします。

内容ですけれども、場所がですね〇〇、太陽光はジンコソーラー340ワットを1107枚、ファークウェイを62.5キロ、4体セットする。

それにあたりまして、道路から対して勾配がありまして、1.7メートル下がりますので、それを道路のフラットにする造成を、盛土工事を頼まれて今回申請いたしました。

どうぞよろしくをお願いします。

それに対して1.7、一番深い所で、道路に対して1700の深さになりますので、外周すべて、保安距離といたしまして、500を保安距離をとりましてそっからのり勾配30%で仕上げたいと思います。

最後、盛土の後、RC碎石を引いて、太陽光の設置っていう形で計画しています。以上です。よろしくをお願いします。

青木委員 青木と申します。よろしくをお願いします。今埋め立てをするということなんですけれども、やはり心配してるのは、隣の宅地に対して、雨水とか崩れ、そういうものに対する対応とかそういうのを、やっぱりちょっと境界含めて、話し合いとかそういうものも大丈夫なんですね。

隣が低かったもんですからね

申請人 こちらの方の〇〇さんにはですね、一応近隣同意っていうことで、まず説明して、施工方法を説明させていただいて、境界からですね、50センチ以上離してからの30%、30度の勾配で仕上げさしていただきますっていうことで、くっつけて、あと現状の盤がですね、ローム層ということで、水がはける方が、そこそこいいという形で、その地山をいじらないっていう条件で、一応同意させていただきました。

青木委員 ありがとうございます。

雨水とかなんかその勾配からして、その宅地に流れることのないようにじゃなく、U字溝を設置するということではなく、勾配だけでやろうということなんですね、納得してんですね。

申請人 はい、自然浸透という形です。

吉岡委員 直接はどうかわかりませんが、太陽光発電の太陽光パネルの耐久年数はどのぐらいとして考えてますか。

申請人 申し訳ありません。

造成工事を頼まれてまして、埋立だけ頼まれたので、持ち帰りまして返答させるようにいたします。

よろしく申し上げます。

斎藤委員 道路の確認ですが、壊した場合の対応を教えてください。

申請人 実際、今、継続されてます〇〇という地区でやっています、一応野田市の道路課にチェックをいただきまして、壊れた部分につきましては今回の〇〇土木さんより、補修工事をやるという形で、最後の最後に道路がもし傷んだ場合には、うちの方で、補修という形で、道路課と話を結んでいます。

議長 他に質問がないようでしたら、退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

申請番号 18 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 18 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 1011 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 3 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第3号申請番号18番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋め立て等は行わず、転圧により整地後に防草シートを敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土砂が流出しないよう高低差を設けず、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号19番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号19番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1011平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和3年3月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第3号申請番号19番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントをえるため、1 キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、防草シート、砕石を敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土手を設け土砂流出防止に努め、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 20 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 20 番についてご説明いたします。

10 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 1011 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 3 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第 3 号申請番号 20 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、防草シート、砕石を敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土手を設け土砂流出防止に努め、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 21 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 21 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 378 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 3 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第 3 号申請番号 21 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、支所からおおむね 300 メートル以内であることから、第 3 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋め立て等は行わず、転圧により整地後に防草シートを敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土砂が流出しないよう高低差を設けず、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当

と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 22 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 22 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 765 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 3 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第 3 号申請番号 22 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、埋め立て等を行わず、転圧により整地後に防草シートを敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土砂が流出しないよう高低差を設けず、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 確認ですが先ほど、現地調査の方の説明でちょっと聞き逃しちゃって申し訳ないんですけども、申請番号 11 番、目的が通路用地ですが何の通路だからちょっと確認で、よろしくお願ひします。

事務局 ○○さんという方が木工細工を作ってまして、その木工細工を置くところに行くまでの通路、そこが農地です。

筑井委員 図面（土地利用計画図確認）を見まして、理解しました。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 3 号の申請番号 1 番から 11 番、13 番から 22 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 4 号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 1 番から 16 番についてご説明いたします。

12 ページをご覧ください。

野田市長より令和 3 年 3 月 29 日付けで、令和 2 年度第 11 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、2 年 11 ヶ月の賃借権設定が田 6 筆で 4787 平方メートル、3 年の賃借権設定が畑 2 筆で 984 平方メートル、5 年の賃借権設定が畑 2 筆で 3156 平方

メートル、5年8ヶ月の使用貸借権設定が田3筆で3121平方メートル、畑3筆で1244平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第5号「農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得時における下限面積要件の設定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号についてご説明いたします。

14ページをご覧ください。

耕作を目的として農地の権利を取得する場合は、農地法第3条に基づく許可が必要であり、この許可の要件の1つとして下限面積要件があります。

取得後の農地面積の合計が50アール以上となる必要があります。

この下限面積の基準については、地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積を定めることが可能となっています。

野田市農業委員会では平成21年12月に別段の面積を定めており、野田、上花輪、中野台、清水、堤台の区域の下限面積を30アールとしています。

この下限面積要件については令和3年3月8日開催の農業委員会合同会議で協議した結果、変更しないとの結論となっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第6号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号から報告第6号についてご説明いたします。

報告事項の1ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、3件受理しております。

次に2ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、2件受理しております。

次に3ページ、4ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、8件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、受理しております。

次に5ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約は、1件提出がありました

次に6ページをご覧ください。

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約は、1件提出がありました。

次に7ページをご覧ください。

報告第6号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が1件ありました。

以上です。

議長 報告第6号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、番号1番は、許可済み地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後5時13分)